

グリーンアジア国際戦略総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正  
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(5.0 + 4.0) / 2 = 4.5$

4.5

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高	100%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 1 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 1 = 5.0$

5.0

※) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa: 5・20%、b: 4・10%、c: 3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(3.8 + 4.0 + 4.3) / 3 = 4.0$

4.0

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価 (事項)

・70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備

(概要)

・国と地方の協議の結果、70MPa燃料電池自動車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る技術基準を整備するために、省令等が改正され、市街地に70MPa圧縮水素スタンドを建設することが可能になった。

(事項)

・例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大

(概要)

・国と地方の協議の結果、水素スタンドで使用可能な鋼材について、水素が鋼材に与える影響を考慮した安全な鋼材が「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(内規)」等の例示基準に例示され、使用可能鋼材が拡大された。

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置 (事項)

・圧縮水素運送自動車複合容器・附属品に対する刻印方式の特例の創設

(概要)

・国と地方の協議の結果、圧縮水素運送自動車用複合容器及び付属品再検査時の刻印に代る措置として、必要事項を打刻した証票貼付を可能とすることが確認された。

(事項)

・外国人招聘に係る手続きの簡素化

(概要)

・既存の制度を活用するほか、本特区の案件で、かつ緊急を要する案件である場合は、国と指定自治体とが協力し、手続きの簡素化・迅速化に向けて対応することが確認された。

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

(事項)

・水素ステーション併設に係る給油取扱所の規制

(概要)

・国と地方の協議の結果、水素ステーションを併設した給油取扱所における水素ディスペンサーとガソリンディスペンサーの並列設置が可能であることが確認された。

専門家による評価の平均値

3.8

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.3

### Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

・水素エネルギーとスマートコミュニティ、アジアへのシステム展開などこの特区ならではの重要なイノベーションが検討されているが、「当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高」だけでは十分に進捗が評価できないと思われる。

・国との協議で水素ステーションが福岡県内に10か所以上整備されることになったことは大きな成果であるが、財政・税制・金融の支援が環境を軸とした産業の年間売上高に直接寄与することが分かるような説明が期待される。

・種々の活動は活発に行われていて、成果も上がっていると思われるが、数値目標については、どの統計数値、どの範囲で系統的に収集して分析しているのかが示されておらず、極めて曖昧なままになっている。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

## 評価結果

I、II及びⅢを平均して算出  $(4.5+4.0+4.0)/3=4.2$

4.2

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。